

特別清算の舞台裏

経営者保証ガイドラインの活用で
個人保証を外し未来を残す

法 人が破産すると経営者個人も破産に至るケースが多いといわれる。しかし経営者保証ガイドラインを活用するとともに、金融機関側の歩み寄りがあれば、再起を図ることができるケースもある。実際の事例を交え、見ていこう。

実

質無利子・無担保融資（以下、ゼロゼロ融資）

を借り入れた企業の多くが来年にも利払いを開始する見込みだ。金融機関は経営改善や返済を支援するとしても、企業倒産に対する警戒感はずっと高まる。やむなく企業が倒産すれば債務を背負う経営者にも及びかねない。ただ、企業が倒産に至っても経営者の未来を残す方法はある。例えば、債務者自身

財産の処分を進められる「特別清算」を使う。さらに財産の清算時に経営者の重荷となる個人保証は、経営者保証に関するガイドライン（以下、経営者保証ガイドライン）を活用するといった方法だ。本稿ではこのスキームについて、元日本政策金融公庫で、中小企業支援を手がける上野光夫氏（MMコンサルティング代表取締役・中小企業診断士）が実際に支援した事

例を交えて紹介していく。

1 特別清算と経営者保証ガイドラインの仕組み・概要

事例紹介に入る前に、特別清算と経営者保証ガイドラインについて見てみよう。

①特別清算

法人の倒産手続きには2通りある。所有財産の清算とともに債務ごと法人を消滅させる清算型と、企業を存続させながら再建を図る再建型だ。

ただし再建型が認められるのは稀で、清算型の手続きとして「破産」か「特別清算」が進むのが現実的だ。どちらも所有財産を清算したうえで法人をたたむのだが、特別清算であれば債務者自身が財産の処分方法を判断できる。ただし手続きの開始には債権者の同意が必要だ（図表1）。

②経営者保証ガイドライン
債務整理時に活用できるの

が、経営者保証ガイドラインだ。企業や経営者にとって重荷になる経営者保証について、要件を満たす場合に保証解除を促す仕組みである。ガイドラインで保証解除を検討できるタイミングは、大まかに3つある。融資契約と事業承継、そして今回のような廃業のときだ。

一般的に、中小企業の倒産と併せて個人保証している経営者も破産に至るケースが多いことから、ガイドラインに則り債務者は倒産手続き時に保証債務の整理を申し出ることができるとされている。ただし、破産手続きによる配当よりも多くの回収を見込めるなど、債権者にとって経済合理性があることが要件である。

2 特別清算を通して経営者保証や不動産の売却処分を避けた事例

上野光夫氏が支援したA社

図表1 破産と特別清算の主な共通点と相違点

a共通点
どちらも法的整理手続き・清算型手続きに類する。債務者の資産を換価処分し、債権者に分配する
b相違点
同意の必要性 破産手続きの遂行を判断するのは裁判所。一方、特別清算では債権者や株主の同意が必要
手続きの遂行と権利の有無
・破産の場合は「破産管財人」が手続きを遂行する。弁護士のみが選任され、資産の処分を一任されるため、清算人に管理処分権はない
・特別清算の場合は「特別清算人」が裁判所から任命され、手続きを遂行する。特別清算人は清算する会社の代表がそのまま選任されることもあり、清算人が財産管理処分権を持つ

（出所）筆者作成